

# 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利な国家資格等を取得するために、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業する場合、「高等職業訓練促進給付金」を支給して経済的な支援を行います。

また、修了後には「修了支援給付金」を支給します。

あらかじめ、母子・父子自立支援員による事前相談が必要です。

## 支給対象者

市内にお住まいで20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を全て満たしている方。

- \* 児童扶養手当を受給している、又は児童扶養手当の受給要件と同等の所得水準の方。
- \* 現在在学中、または当年度に入学する方。
- \* 当該資格取得の見込みがある方。
- \* 仕事または育児と学業の両立が困難な方。
- \* 過去に訓練促進給付金・修了支援給付金を受給していない方。

## 対象資格

- ・看護師
- ・准看護師
- ・保健師
- ・助産師
- ・保育士
- ・介護福祉士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・言語聴覚士
- ・視能訓練士
- ・歯科衛生士
- ・美容師
- ・理容師
- ・調理師
- ・製菓衛生士
- ・栄養士
- ・管理栄養士
- ・柔道整復師
- ・鍼灸師（はり師・きゅう師）
- ・あんまマッサージ師

## 支給金額

- \* **高等職業訓練促進給付金** : 支給期間 最大4年間  
(4年間の場合は、条件あり)
  - ◎住民税非課税世帯の方 月10万円(最終1年間は14万円)
  - ◎住民税課税世帯の方 月7万500円(最終1年間は11万500円)※最終1年間の加算時期については、選択できる場合があります。
- \* **高等職業訓練修了支援給付金** : 修了日以後支給  
(入学から修了時まで母子家庭又は父子家庭の方)
  - ◎住民税非課税世帯の方 50,000円
  - ◎住民税課税世帯の方 25,000円

## 事前相談

- \* 電話で予約を取り、事前相談を受けてください。
- \* 対象資格・受給要件の審査があります。

**予約・お問い合わせ先** TEL 042-620-7362

電話受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00

八王子市子ども家庭部子育て支援課 母子・父子自立支援員

